

諮問庁：国立大学法人琉球大学

諮問日：平成30年4月4日（平成30年（独情）諮問第19号）

答申日：平成30年8月1日（平成30年度（独情）答申第20号）

事件名：琉球大学医学部附属病院が労働基準監督署から交付された是正勧告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「琉球大学医学部附属病院が労働基準監督署から交付された是正勧告書・指導票，およびそれらに対して同院が同署へ提出した報告書」（以下「本件対象文書」という。）につき，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は，取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年12月25日付け琉大総第333号により国立大学法人琉球大学（以下「琉球大学」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 処分庁は，平成29年12月25日付けで不開示とする決定を行った。

イ 以下のことから，本件処分は妥当ではない。

（ア）処分庁は，法5条4号トに該当するとしているが，どのような情報が該当するものであるか明らかでない。一般的に，労働基準監督署からの是正指導に係る情報が公になることによって，経営上の正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。正当な利益とは，法律というルールを守った上で得た利益が大前提である。

（イ）独立行政法人通則法3条2項において，「独立行政法人は，この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて，その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。」とある。

（ウ）審査請求人が，これまで他の国立大学に対して是正勧告書等の開

示請求を行い、開示された文書の一部を紹介する（資料1，2（略））。なお、開示された是正勧告書等の内容が公になっているか否かを問わず、琉球大学のように不開示決定を行った例は極めて少ない。一旦不開示決定を行った国立大学であっても、審査請求を受けた後、原処分を取り消し、改めて開示決定を行っている（資料3（略））。

ウ 以上の通り、本件処分は法の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取り消しを求めるため、本審査請求を行った。

（2）意見書

ア 審査請求人の意見は、上記（1）のとおりです。

イ 審査請求人が各国立大学法人に対して行った法人文書開示請求によって入手した是正勧告書等（計4枚）を、資料（略）として提出いたします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

（1）経緯

平成29年11月25日、審査請求人は、琉球大学に対し、法人文書開示請求を行った。

当該開示請求に係る法人文書は、「琉球大学医学部附属病院が労働基準監督署から交付された是正勧告書・指導票、およびそれらに対して同院が同署へ提出した報告書」である。

処分庁は、平成29年12月25日、法9条2項の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで開示しない旨の決定を行った。

平成30年1月9日、審査請求人は、原処分について不服があるとして、処分庁に対し審査請求を行った。

（2）原処分の理由について

本件対象文書が存在しているか否かを答えると、琉球大学医学部附属病院に対し、労働基準監督署による労働基準法等違反についての勧告等があったという事実の有無が明らかとなる。

この内容を踏まえると、これを公にすることにより、琉球大学医学部附属病院に対する信用の低下を招き、人材の確保が困難になるなど、経営上の正当な利益を害するおそれが認められる。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条4号トに規定する不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することとする。

2 審査請求について

（1）審査請求の理由について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、上記第2の2（1）のお

りである。

(2) 審査請求の理由に対する検討

審査請求人が、法5条4号トに該当するものとする情報が明らかでない旨主張する点については、原処分を審査請求人に対し通知した文書（「法人文書不開示決定通知書」（平成29年12月25日付け琉大総第333号））において、「琉球大学医学部附属病院に対し、労働基準監督署による労働基準法等違反についての勧告等があったという事実の有無」がこれに該当するものであることを明記している。

また、他の国立大学法人において同種の法人文書が開示された事例がある旨の主張については、当該主張をもって法5条4号ト該当性が失われるものではないと考える。

3 審査請求に対する本法人の判断

以上のことから、原処分を維持すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月23日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ④ 同年6月26日 審議
- ⑤ 同年7月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「琉球大学医学部附属病院が労働基準監督署から交付された是正勧告書・指導票、およびそれらに対して同院が同署へ提出した報告書」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条4号トにより不開示とすべき情報を開示することになるため、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原処分は妥当である旨説明しているので、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件対象文書は、上記1のとおりであるところ、その存否を明らかにすると、琉球大学医学部附属病院が労働基準監督署からは是正勧告書又は指導票の交付を受け、同病院がこれらに対して何らかの報告書を提出したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められる。

なお、この是正勧告書とは、労働基準関係法令違反が認められた場合に交付されるものであり、指導票とは、そのような法令違反が認められ

ない場合にされる改善指導の際に交付されるものである。

したがって、本件存否情報は、必ずしも法令違反の有無を示すものとは認められず、琉球大学医学部附属病院が労働基準監督署から何らかの行政指導を受け、同病院がこれに対して何らかの対応をとったという事実の有無が明らかになるにとどまるものと認められる。

- (2) 諮問庁は、本件対象文書は、その存否を答えるだけで、琉球大学医学部附属病院が労働基準監督署から勧告等を受けたという事実の有無を明らかにすることになるものであり、同病院に対する信用の低下を招き、人材の確保が困難になるなど、経営上の正当な利益を害するおそれがあるため、法5条4号トの不開示情報に該当することから、法8条の規定により、存否応答拒否による不開示としたと説明する。

しかしながら、労働基準監督署は、労働基準関係法令の適正な運営及びその確保の観点から、幅広く臨検監督等を行っており、およそ事業者として事業活動を行い労働者を使用していれば、当該監督を受ける頻度に差はあるものの、当該監督の結果何らかの指摘を受け、あるいは、当該指摘に基づき報告を行うことは、必ずしもまれなものではない。このような状況を踏まえれば、労働基準監督署から、違法であるとの指摘か否かを問わず、およそ何らかの行政指導が行われたという事実や当該指導に基づき報告をしたという事実のみでは、直ちに、当該病院に対する信用の低下を招き、人材の確保が困難になるなど、経営上の正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められない。

したがって、本件存否情報は、法5条4号トに該当するとは認められず、法8条の規定により存否応答拒否すべきであったとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条4号トに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号トに該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司